

## 議案第 93 号

甲府市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について  
甲府市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 6 月 15 日提出

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

甲府市消防団員等公務災害補償条例（昭和 41 年 7 月条例第 28 号）の一部を次のように改正する。

第 18 条中「31 万 5,000 円」を「33 万円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の甲府市消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）第 18 条の規定は、令和 8 年 4 月 1 日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由の生じた甲府市消防団員等公務災害補償条例第 4 条第 7 号に規定する葬祭補償（以下「葬祭補償」という。）について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた葬祭補償については、なお従前の例による。
- 3 適用日以後に支給すべき事由の生じた葬祭補償であって、この条例による改正前の甲府市消防団員等公務災害補償条例（以下「旧条例」という。）第 18 条の規定による金額により支給されたもの又は旧条例附則第 6 条の規定による金額により支給されたもの（その額が 66 万円未満であるものに限る。）の支払は、新条例第 18 条の規定による金額により支給されるべき葬祭補償の内払とみなす。

## 提案理由

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、非常勤消防団員等の公務災害補償について、葬祭補償の定額部分の引上げを行うについては、この条例を制定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。